

第 8 章 国際機関及び国際協力

第 1 節 国 際 機 関

1 概 況

通信はその本来的性質からみて世界的なものであり、世界を通信で結ぶためには、まず第一に国際間に統一された合意を必要とする。そのため郵便及び電気通信に関する国際協力を維持、増進するための政府間国際機関である万国郵便連合（UPU）及び国際電気通信連合（ITU）は、他の国際機関に先駆けて早くから設立され、既に 100 年を超える歴史を有し、また、加盟国数においても 150 か国を超す大きな組織となっている。

一方、通信衛星を利用して国際通信を行うための国際組織である国際電気通信衛星機構（インテルサット）も既に 17 年を経過し、そのメンバーも 106 か国となり、大容量・高品質のシステムを安定的に提供して衛星通信を日常的なものとしている。その成功を背景として、衛星通信により海事通信の改善を目指して、1979 年 7 月 16 日に発足した国際海事衛星機構（インマルサット）は、1982 年 2 月 1 日にシステムの運用を開始した。

以上のほか、国際海事機関（IMO）及び国際民間航空機関（ICAO）においても、通信は常に主要な問題の一つとして取り上げられており、また、最近では通信技術の飛躍的發展が経済、社会及び文化に広く与える影響の重要性を論点として、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）、経済協力開発機構（OECD）等においても通信にかかわる問題が活発な議論の対象となっている。

2 万国郵便連合（UPU）

（1）概 要

万国郵便連合（加盟国165）は、創設以来百年有余の歴史を有する国際連合の専門機関の一つで、郵便業務の効果的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力の発展に寄与することを目的とする政府間国際機関である。

我が国は、1877年（明治10年）以来UPU加盟国であり、現在、連合の常設機関である郵便研究諮問理事会の理事国として連合の活動において指導的な役割を果たしている。

連合の最高意思決定機関としては、原則として5年に1回開催される大会議があり、連合の条約類は、この大会議で検討、改正される。我が国は、加入が義務的である万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに加入が任意である小包郵便物に関する約定等連合の条約の当事国である。

連合の機関は、UPU憲章及びUPU一般規則に基づいて、第2—8—1図のように構成されている。

連合の常設機関として、国際事務局がスイスのベルンに置かれ、連合の日常の活動を処理している。この国際事務局には日本人職員2名が勤務している。

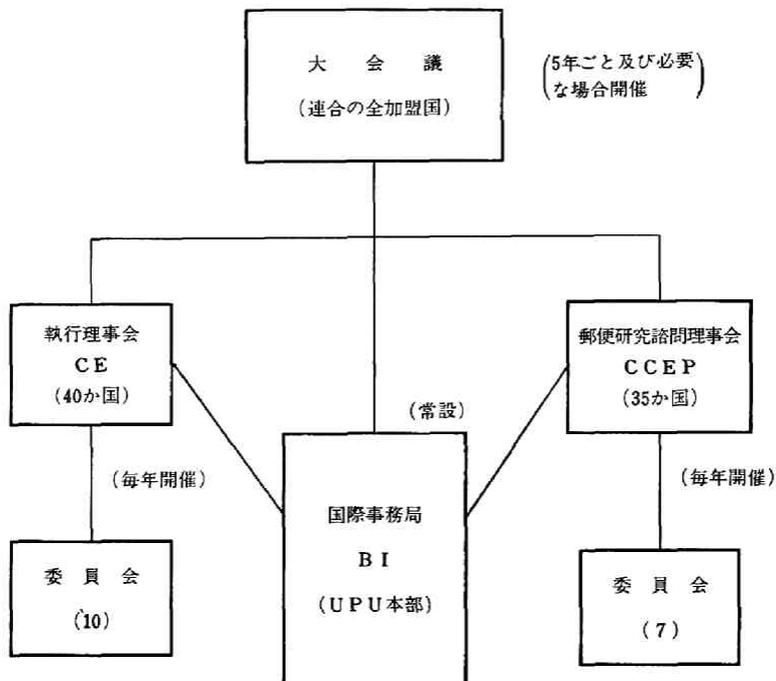
また、UPU憲章に基づき、8の限定連合が設立されており、我が国は、このうちアジア＝太平洋郵便連合に加盟している。

（2）第18回万国郵便大会議で作成された条約類の実施

第18回大会議は、1979年9月12日から10月26日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで142か国が参加して開催された。

主要な決定事項には、1981年から1985年までの連合の年次経費の最高限度額の決定、連合の年次経費の前払制度への移行、執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国の選出、連合の通貨制度へのSDR（特別引出権）の導入、

第2-8-1 図 万国郵便連合（UPU）の構成



価格表記書状に関する約定の規定の万国郵便条約への統合、通常郵便物の料金の改定等がある。この大会議で採択された新条約類は、1981年7月1日から施行された。

なお、第19回大会議は、1984年西独で開催される。

(3) 執行理事会（CE）

執行理事会は、大会議から大会議までの間の連合の事業の継続を確保することを任務とし、連合の年次予算等の審査、承認を行うほか、大会議から付託された案件を研究し、その結果を条約類の改正案等の形で次の大会議に提出する。理事国は、大会議ごとに選出され、年1回連合の所在地で会合する。我が国は、1969年から1979年まで2期理事国を務めたが三選禁止の規定により、第18回大会議では執行理事会の理事国選挙には立候補できなかった。

た。同理事会の1982年の年次会合は4月29日から5月13日まで開催され、我が国は郵便研究諮問理事会の委員会の議長国としてこれに出席した。

(4) 郵便研究諮問理事会 (CCEP)

郵便研究諮問理事会は、郵便に関する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の諸問題につき研究を行い、意見を表明することを任務とし、1957年に創設された連合の常設機関であり、大会議が選出した35の理事国で構成されている。我が国は、理事会創設以来、理事国を務めており、第18回大会議においては、理事会の第3委員会議長に選出された。

第3委員会は、郵便機械化、局舎及び自動車輸送に関する問題を検討しており、現在これらに関する12の研究を進めている。我が国は、この委員会の議長国として、次期大会議(1984年開催予定)までの間委員会の活動を指導、推進し、作業の進ちょく状況あるいは研究結果を理事会に報告することになっている。1981年の理事会年次会合は、10月22日から同月29日までスイスのベルンにおいて開催された。

(5) アジア=太平洋郵便連合 (APPU)

アジア=太平洋郵便連合は、アジア及び太平洋地域内における郵便業務の改善及び郵便上の協力関係の緊密化を図るためにUPU憲章に基づいて設立された限定郵便連合であり、現在、域内のUPU加盟国中18か国が加盟している。

我が国は、1968年に加盟し、以来、特に技術協力の面で積極的に貢献しており、郵便業務の面では、本連合加盟国あて船便の書状及び郵便葉書の料金につき、一般の外国あての料金を40%引き下げたものを適用している。

この連合の最高機関は大会議であるが、第4回大会議は、1981年3月にインドネシアのジョグジャカルタで開催された。主要な決定事項にはAOPU(アジア=オセアニア郵便連合)の名称のAPPU(アジア=太平洋郵便連合)への改称、連合への加盟手続の簡易化、連合加盟国あての船便郵便物に適用される低減料金の範囲の明定等がある。この際に締結された条約は、1982年7月1日から施行された。

また、この連合の事業の継続を確保することを任務とする執行政事会は、すべての加盟国で構成され、原則として1年に1回会合することとされている。

3 国際電気通信連合 (ITU)

(1) 概 要

ITU (加盟国 157 か国) は、国際連合の専門機関の一つで、電気通信の分野において広い国際的責任を有する政府間国際機関であり、1865年に万国電信連合として発足した。

我が国は、1879年にこれに加盟して以来 100 年間、連合の活動に積極的に参加し、国際協力の実現に貢献してきたが、特に1959年以降は、連合の管理理事会の理事国及び国際周波数登録委員会 (IFRB) の委員選出国として連合の運営面においても主要な役割を果たしている。また、連合の本部職員として我が国から 5 名 (57年 3 月末現在、IFRB 委員を含む。) が派遣されている。

(2) 管理理事会

管理理事会は、全権委員会議によって委任された権限の範囲内で、全権委員会会議の代理者として行動し、条約、業務規則、全権委員会議及び連合の他の会議・会合の決定の実務を容易にするための措置を採ることを任務としている。

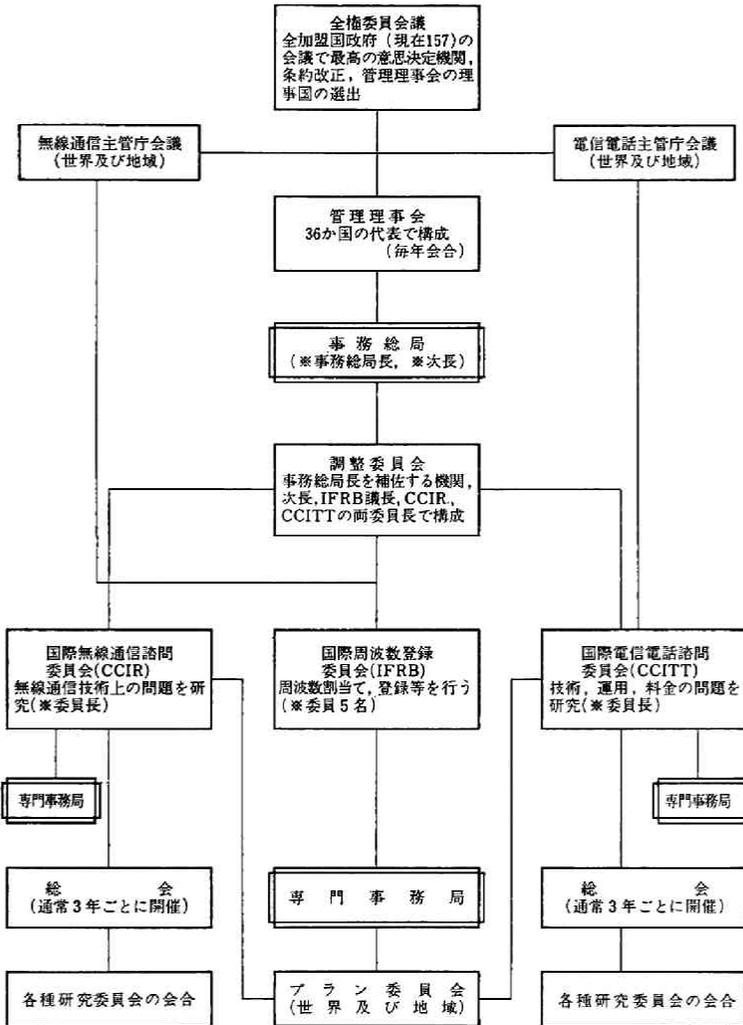
第36回会期管理理事会は、1981年 6 月 1 日から同月19日まで19日間ジュネーブにおいて開催され、連合の会議・会合計画、1982年度予算、人事関係、技術協力等の案件について審議した。1982年度予算については、7,796万5千スイス・フランが承認された。

なお、第36回会期において、9年ぶりに1982年 9 月28日から11月 5 日までケニアのナイロビで全権委員会議を開催することが決定した。

(3) 国際無線通信諮問委員会 (CCIR)

CCIR は、無線通信に関する技術や運用の問題について研究し、意見を表明することを任務とする国際電気通信連合の常設機関であり、総会及び総会

第 2-8-2 図 ITU の組織



※印は選挙される役員

は常設機関

現在の理事国 (36)

メキシコ、カナダ、米国、ブラジル、アルゼンティン、トリニダード・トバゴ、
ヴェネズエラ、フランス、西独、スペイン、イタリア、英国、スイス、スウ
エーデン、ルーマニア、ポーランド、ハンガリー、ソ連、タンザニア、エジプ
ト、アルジェリア、モロッコ、カメルーン、セネガル、ナイジェリア、サイ
ール、エチオピア、日本、インド、中国、オーストラリア、サウディ・アラビ
ア、レバノン、タイ、イラン、マレーシア

が設ける研究委員会によって運営される。

総会は、通常3～4年ごとに開催され、研究委員会の研究成果である報告書を審査し、承認するかどうかを決定する。

研究委員会は、現在、全部で13あって（第2—8—3表参照）、それぞれの担当分野が決められており、電波天文、電波伝搬等の基礎的な研究から、地上通信、宇宙通信、放送等の実際的な業務に関するものまで広範囲にわたっている。

また、研究委員会の研究事項は、総会で決定するほか、全権委員会会議、各主管庁会議等により付託されることもある。

各研究委員会の審議は、総会から総会までの間に開催される中間会議及び最終会議において行われ、報告書が作成される。

これらの研究の成果として、総会で採択された文書は、勧告等のかたちで発表され、無線通信システムの設計及び実施のための世界的な技術的指針となるほか、各種の無線通信主管庁会議の審議の技術的資料として使用され、また、総会は、必要な場合には、無線通信規則の改正案を無線通信主管庁会議に提出することとなっている。

56年度における主な会議は、次のとおりである。

ア. 研究委員会最終会議

この会議は、第15回総会に提出する勧告案、報告案等を作成するために、1981年8月17日から11月3日までスイスのジュネーブにおいて、主管庁57、認められた私企業31、国際機関14、学術工業団体18、国連専門機関3及びITUの他の機関3から総勢1,166名（我が国からは51名）が出席して開催され、各国から提出された寄与文書1,271件（我が国からは112件）について審議を行った。

審議項目のうち、主要なものは、次のとおりである。

- ① デジタル無線電話中継方式の回線品質
- ② 地球局アンテナの設計目標としての放射ダイヤグラム
- ③ 可視光及び遠赤外光の減衰

- ④ HF放送のための伝搬予測法
 - ⑤ 国際無線呼出方式の符号及び信号形式の標準化
 - ⑥ スタジオ用デジタルテレビジョン方式の統一
 - ⑦ テレテキストシステムの特徴
 - ⑧ 静止衛星軌道に関する世界無線通信主管庁会議のための技術情報
- イ. 第15回総会

この総会は、1982年2月15日から2月26日までスイスのジュネーブにおいて、主管庁78、認められた私企業19、国際機関14、国連専門機関3及びITUの他の機関4から総勢457名（我が国から23名）が出席して開催された。

勧告、報告等に関する審議項目のうち主要なものは、次のとおりである。

- ① 地球局アンテナの設計目標としてのアンテナダイアグラム
- ② 衛星を用いた時刻信号及び標準周波数の分配
- ③ 国際無線呼出方式のコード
- ④ デジタル無線通信方式の品質
- ⑤ スタジオ用デジタルテレビの符号化

このほか、CCIRの作業組織及び各研究委員会の構成の見直しについて組織委員会（議長：日本）が中心になって審議が行われた結果、CCIRは無線通信主管庁会議のための準備会合（CPM）を開催し、そこで会議の準備を行うこと、CCIR委員長は各研究委員会の議長、副議長及び主管庁と相談してConference Consultative Group（CCG）を設立しCPMの具体的な計画を行うこととなった。

また、各研究委員会（SG）の議長及び副議長の指名が行われ、我が国からはSG3の議長及びSG9の副議長が選出された。

ウ. 第8研究委員会特別会議

この会議は、1983年2月から開催される移動業務に関する世界無線通信主管庁会議（WARC—Mobile）の審議に必要な技術的資料を作成するために1981年9月7日から9月18日までスイスのジュネーブにおいて主管庁38、認められた私企業9、国際機関5、学術工業団体3、国連専門機関3及び

第 2—8—3 表 CCIR の研究委員会

研究委員会	所 掌 事 務
1	スペクトラムの有効利用、監視
2	宇宙研究及び電波天文業務
3	約 30MHz 以下の固定業務
4	固定衛星業務
5	非電離媒質内伝搬
6	電離媒質内伝搬
7	標準周波数及び報時信号
8	移動、無線測位及びアマチュア業務
9	無線中継システムを用いる固定業務
10	放送業務（音声）
11	放送業務（テレビジョン）
CMTT	音声及びテレビジョンプログラムの長距離伝送
CMV	用語

ITU の他の機関 4 から 総勢 190 名（我が国から 11 名）が出席して開催された。

審議項目のうち、主要なものは、次のとおりである。

- ① 国際遭難周波数 500kHz の保護周波数帯の縮少
- ② 2, 170—2, 194kHz の周波数帯の将来の使用
- ③ 衛星を利用する非常用位置指示無線標識の将来の利用と特性
- ④ 海上移動衛星業務のための技術運用基準
- ⑤ 海上移動業務及び海上移動衛星業務の局の識別
- ⑥ 海上移動業務におけるデジタル選択呼出し

(4) 国際電信電話諮問委員会 (CCITT)

CCITT は、電信及び電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究し、勧告を作成することを任務とし、総会及び総会が設ける研究委員会によって運営されている（第 2—8—4 表参照）。

第 7 回総会（1980 年 11 月）において研究委員会（SG）等の新しい組織が承認された。

この SG ごとに 1981 年～1984 年研究期の研究活動が開始され、我が国から

第 2-8-4 表 CCITT 研究委員会, プラン委員会等一覧

SG I	電信及び※テレマティック・サービス (ファクシミリ, テレテックス, ビデオテックス等) の定義及び運用	CMBD	回線雑音とアベイラビリティ
SG II	電話の運用及びサービス品質	GM/LTG	電話型回線の電話以外の利用
SG III	一般料金原則	GM/SMM	海上移動業務
SG IV	国際回線及び回線鎖の伝送上の保守並びに自動及び半自動網の保守	GAS 3	伝送方式の経済的・技術的比較
SG V	電磁発生源からの干渉と危険に対する防護	GAS 4	一次電源
SG VI	ケーブル・シースと電柱の防護と仕様	GAS 5	電気通信の発展に関連する経済的・社会的問題
SG VII	データ通信網	GAS 7	村落電気通信
SG VIII	※テレマティック・サービス (ファクシミリ, テレテックス, ビデオテックス等) の端末機器 (旧SG VIII+SG XIV)	GAS 8	地域衛星網の実施に伴う経済的及び技術的影響
SG IX	電信網及び端末機器 (旧SG IX+SG X)	GAS 9	アナログからデジタル電気通信網への移行に伴う経済的・技術的側面
SG XI	電話の交換及び信号		世界プラン委員会
SG XII	電話伝送品質及び市内電話網		アジア・大洋州プラン委員会
SG XV	伝送方式		アフリカプラン委員会
SG XVI	電話回線		ヨーロッパ・地中海地域プラン委員会
SG XVII	電話網を利用するデータ通信		ラテン・アメリカプラン委員会
SG XVII	デジタル網 ※「テレマティック・サービス」の用語は、暫定的に使用される。		SG IIIの地域料金作業班
			アジア・大洋州地域 GR/TAS
			アフリカ地域 GR/TAF
			ヨーロッパ・地中海地域 GR/TEUREM
			ラテン・アメリカ地域 GR/TAL

も、主管庁、認められた私企業、学術工業団体が中心となって積極的に参加している。

なお、1982年2月3日から同月10日まで、フィリピンのマニラにおいてアジア大洋州プラン委員会会合が開催された。同プラン委員会は、域内の電気通信の秩序ある発展を容易にするため、国際電気通信網一般計画を作成することを主任務としている。

4 国際電気通信衛星機構 (INTELSAT)

(1) 概 要

インテルサットは、通信衛星を利用した国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を世界のすべての地域に提供することを主たる目標としている組織であり、1964年8月、暫定的制度として発足した。その後、数次にわたる恒久化のための国際会議を経て、1973年2月「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」及び「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する運用協定」が発効し、恒久的制度となった。

両協定のうち、前者は、インテルサットに参加する政府が署名する政府間協定であって、機構の組織等の基本的事項を規定し、後者は、政府が指定する電気通信事業者が署名する協定であって、機構の財政的、運用的側面に関する事項を定めている。

我が国は、暫定的制度発足時からインテルサットに参加しており、インテルサットに対して出資し、その運営に参画する電気通信事業者として、国際電電を指定している。

なお、インテルサットの締約国は、1982年3月31日現在 106 か国である。

(2) インテルサットの組織構成

インテルサットの組織は、政府間協定の全締約国で構成する締約国総会、運用協定の全署名当事者で構成する署名当事者総会、出資率の大きさ又は地域配分により選定される署名当事者の代表で構成する理事会及び理事会の決定に従い管理業務を遂行する事務局の4者構成となっている。

(3) 締約国総会

締約国総会は、主権国としての締約国に関する事項、インテルサットの一般方針及び長期目標等を審議することなどを任務としており、原則的に2年に1回開催される。1982年10月にはワシントンD. C. (米国)で第7回締約国総会が開催された。

(4) 署名当事者総会

第2-8-5表 インテルサットに対する理事の出資率

(1982. 3. 1 現在)

理 事	出資率	理 事	出資率
1. 米 国	24.10	16. アラブ・グループⅢ (注2)	2.23
2. 英国/アイルランド	13.43	17. ベルギー/オランダ/ルクセンブルグ	1.91
3. フランス/モナコ	5.91	18. アラブ・グループⅡ (注3)	1.91
4. ブラジル/ポルトガル	3.75	19. アラブ・グループⅠ (注4)	1.86
5. 西 独	3.59	20. アルゼンティン/チリ/パラグアイ	1.86
6. オーストラリア	3.46	21. ナイジェリア	1.55
7. スペイン/コロンビア/ペルー	3.24	22. 北欧グループ (注5)	1.75
8. 日 本	3.10	23. アフリカ・グループⅡ (注6)	1.45
9. サウディ・アラビア	3.02	24. カリブ・グループ (注7)	0.87
10. アセアン・グループ (注1)	2.95	25. アフリカ・グループⅠ (注8)	0.65
11. オーストリア/ギリシア/スイス/リヒテンシュタイン	2.58	26. 中央アメリカ・グループ (注9)	0.30
12. カナダ	2.49		
13. イタリア/ヴァチカン	2.42		
14. ヴェネズエラ/メキシコ/エクアドル/ボリビア	2.42		
15. イラン/韓国/パキスタン/トルコ	2.40	計	95.20

- (注) 1. インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイ
 2. イラク, クウェイト, オマーン, カタール
 3. アラブ首長国連邦, イエメン
 4. アルジェリア, ジョルダン, レバノン, リビア, モーリタニア, モロッコ, スーダン, シリア, テュニジア
 5. デンマーク, フィンランド, アイスランド, ノルウェー, スウェーデン
 6. カメルーン, 中央アフリカ共和国, チャド, コンゴ, ガボン, 象牙海岸, マリ, ニジェール, セネガル, 上ボルタ, ザイール
 7. バルバドス, ドミニカ, ハイティ, ジャマイカ, トリニダッド・トバゴ
 8. エチオピア, ケニア, タンザニア, ウガンダ, ザンビア
 9. コスタリカ, ニル・サルヴァドル, グアテマラ, ホンデュラス, ニカラグア, パナマ

署名当事者総会は、理事会から提出される年次報告の審査、理事会への代表資格を与える最小出資率の決定、資本限度額の変更等を行う権限を有している。1981年度においては、第11回署名当事者総会が開催された。

第2-8-6表 インテルサットの運用衛星の配置及び使用状況

(1982. 3. 31 現在)

地 域	大 西 洋			イ ン ド 洋		太 平 洋
衛 星	V (F-3)	IV-A (F-4)	IV-A (F-1)	IV-A (F-6)	IV-A (F-3)	IV (F-1)
静 止 位 置	西経 24.54度	西経 34.53度	西経 18.47度	東経 62.98度	東経 60.22度	東経 173.96度
接 続 ア ン テ ナ 数	65	44	17	58	4	31
使 用 ユ ニ ッ ト 数 (トランスポンダ・ リースを除く)	16,019	12,178	8,239.5	9,467.5	676	6,346

(注) ユニットとは、二つの標準地球局間に4kHz相当の電話双方向回線を設定するために必要な衛星の電力と帯域の単位であって、2単位をもつて一方向回線が設定される。

第11回署名当事者総会は、1981年4月13日から16日までニュー・ジーランドのオークランドで開催され、最小出資率を1.71%とすることを決定した。また、同総会は4月14日付で資本限度額を12億ドルから23億ドルに増額することを承認した。

(5) 理 事 会

理事会は、インテルサット宇宙部分の開発、設定、維持等に責任を有しており、インテルサット運営の中心的機関である。理事会の構成員は、1982年3月31日現在、出資率の大きさによって選出される理事21、地域グループの代表である理事5の計26であり、これらの理事が代表する締約国は88か国である。その内訳は第2-8-5表のとおりである。

1981年度においては、第46回から第50回までの5回の理事会が開催されたが、その主要な活動は次のとおりである。

- ① ヒューズ社 (Hughes Aircraft Co.) との VI号衛星調達契約の締結を承認した。
- ② 大西洋及びインド洋地域の衛星配置計画案を採択するとともにV-A衛星3基の追加発注及びその打上げ機としてアトラス・セントール1基

並びにアリアン2基の調達を決定した。

③ フルタイムの国際TV回線リースサービスを開始した。

(6) インテルサットの衛星システム

1982年3月現在、電話4千回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つIV号系衛星、電話6千回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つIV-A系衛星並びに電話1万2千回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つV号衛星が運用に供されている。

運用衛星の配置及び使用状況は第2-8-6表のとおりである。

一方、これらの衛星を利用して通信を行っている地球局は1982年1月31日現在、124か国の311地球局（アンテナ数397）である。

5 国際海事衛星機構 (INMARSAT)

(1) 概 要

国際海事衛星機構（インマルサット）は、海事通信を改善するために必要な宇宙部分の提供を目的とした国際組織であり、1979年7月「国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約」及び「国際海事衛星機構（インマルサット）に関する運用協定」の発効に伴い発足した。

条約は、インマルサットに参加する政府が署名する政府間条約であって、機構の組織構成等の基本的事項を規定し、運用協定は、政府の指定する事業体が署名する協定であって、機構の財政的、運用的側面に関する細目的事項を定めている。

我が国は、発足時からインマルサットに参加し、その運営に参加する事業体として、国際電電を指定している。

なお、1982年3月末現在のインマルサットの締約国と出資率は第2-8-7表のとおりである。

(2) インマルサットの組織構成

インマルサットの組織は、インマルサットに関する条約の全締約国で構成する総会、出資率の大きさ又は地域配分により選定される署名当事者（及び

第2-8-7表 インマルサットの締約国及びその署名当事者の出資率

(1982. 3. 1 現在)

国 名	出 資 率	国 名	出 資 率
○ 米 国	23.36370	○ ボーランド	1.67770
○ ソ 連	} 14.09217	○ シンガポール	1.67770
白 ロ シ ア		中 国	1.23666
ウ ク ラ イ ナ		ベ ル ギ ー	0.60395
○ 英 国	9.89134	フィンランド	0.60395
○ ノールウェー	7.87821	● アルゼンティン	0.60395
○ 日 本	6.99915	● ニュー・ジーランド	0.36277
○ イ タ リ ア	3.35524	● ブルガリア	0.27204
○ フ ラ ン ス	2.88553	ポルトガル	0.20610
○ 西 独	2.88553	● アルジュリア	0.05000
○ ギ リ シ ア	2.88553	エジプト	0.05000
○ オ ラ ン ダ	2.88553	イ ラ ク	0.05000
○ カ ナ ダ	2.61717	リベリア	0.05000
○ ク ウ ェ イ ト	2.01315	オ マ ー ン	0.05000
○ ス ペ イ ン	2.01315	チ リ	0.05000
○ ス ウ ェ ー デ ン	1.87898	フ ィ リ ピ ン	0.05000
○ オーストラリア	1.67770	ス リ ・ ラ ン カ	0.05000
○ ブ ラ ジ ル	1.67770		
○ デ ン マ ー ク	1.67770	計	100.00000
○ イ ン ド	1.67770		

(注) ○ 出資率に基づく理事会構成員 (ただし、スウェーデン/フィンランド、オランダ/ベルギーは集団代表)

● 地域代表として第2回総会で選出された理事会構成員

署名当事者集団)の代表で構成される理事会及びインマルサットを法的に代表する事務局長と専門スタッフで構成され、業務の管理、執行を担当する事務局の三者構成となっている。

(3) 総 会

総会は、主権国としての加盟国に関する事項、インマルサットの一般方針及び長期目標等を審議することなどを任務としており、原則的に2年に1回開催される。1981年度においては、第2回総会が開催された。

第2回総会は、1981年11月23日及び24日の両日、英国のロンドンで開催さ

第2-8-8表 インマルサットの運用衛星の配置及び海岸地球局

(1982. 3. 31 現在)

地 域	大 西 洋	イ ン ド 洋	太 平 洋
衛 星	マリサット (F-1)	マリサット (F-2)	マリサット (F-3)
静 止 位 置	西経 14.95 度	東経 72.48 度	東経 176.20 度
接 続	サウスベリー局 (米 国)	山口局 (日 本)	サンタポラ局 (米 国)
海 岸 地 球 局	エイク局 (ノールウェー)		茨城局 (日 本)

れ、理事会への地域代表の選任及び総会へのオブザーバー参加等を決定した。

(4) 理 事 会

理事会は、インマルサットの目的を達成するために必要な宇宙部分を提供する責任を持ち、この責任を果たすために宇宙部分の企画、開発、取得、運用等に関する方針を採択するなど、すべての適当な任務を遂行する権限を有しており、インマルサット事業運営の中心的機関である。

1981年度においては、第8回から第10回までの3回の理事会が開催されたが、その主要な活動は次のとおりである。

- ① 資本限度額を2億ドルから3億ドルに増額した。
- ② 海岸地球局の承認手続、船舶地球局の承認手続等を採択した。
- ③ インマルサット宇宙部分の配置計画を採択した。
- ④ 高速度データ伝送サービス導入を決定した。

(5) インマルサットの衛星システム

1982年2月1日、インマルサットは、3大洋地域において一斉にそのシステムの運用を開始した。運用開始当初は、3大洋とも既存のマリサット衛星を使用するが、マレックス衛星又はインテルサットV号MCSが使用可能になり次第、順次それらの衛星に移行することとなっている。

運用衛星の配置及び海岸地球局は、第2-8-8表のとおりである。

6 その他の国際機関

(1) アジア・太平洋電気通信共同体 (APT)

ア. 概 要

アジア・太平洋電気通信共同体 (Asia-Pacific Telecommunity) は、アジア・太平洋地域における電気通信の開発を促進し地域電気通信網の整備拡充を主たる目的として、その設立憲章が第32回 ESCAP (アジア・太平洋経済社会委員会) 総会 (1976年3月開催) において採択された。我が国は、APT 共同体設立準備のため積極的に協力した後、1977年11月25日に同憲章の批准を終えた。同憲章は、APT 本部所在国であるタイを含む7か国の批准書が寄託されて1979年2月に発効した。同年5月創立総会がバンコクで開催され、同年7月に事務局が発足し、APT の活動が開始された。APT は、国際電気通信条約 (1973年マラガトレモリノス) 第32条の規定に合致する地域の電気通信機関でもあり、加盟国 (19か国)、準加盟国 (2か国) 及び賛助加盟員 (9社) から構成されている。

イ. 組 織

APT の主要機関は、総会、管理委員会及び事務局であるが、このほかに総会又は管理委員会はAPT 目的遂行のため必要と認める補助機関及び専門部会を設置することができる。

総会は、APT の最高機関であり、すべての加盟国及び準加盟国で構成され、3年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として会合する。

管理委員会は、共同体のすべての加盟国及び準加盟国で構成され、総会が決定する方針及び原則を実施する機関である。

事務局は、共同体の首席の管理職員である事務局長、管理委員会が必要と認める数の事務局次長 (現在1名) 及び管理委員会が必要と認める他の職員で構成される。我が国からは、創立以来引き続き事務局次長が派遣されるとともに2名の長期専門家が事務局に派遣されている。

ウ. 活 動

A P Tは、アジア・太平洋地域の電気通信網の整備、拡充、調整等を行うことを目的としている。このため第2回管理委員会の決定に基づきスタディ・グループが設けられている。このグループの第1グループ（S G I）では主として国際電気通信に関する事項が、第2グループ（S G II）は主として国内電気通信に関する事項が研究付託事項とされている。1981年10月5日から10日までに開催されたスタディ・グループ会合では、我が国から「伝送媒体の配分」（S G I）、「ルーラル通信の研究を推進するための提案」（S G II）、「マイクロウェーブ伝搬分析」（S G II）についての発表を行い参加国からの関心を集めた。

また、第2回総会が、第5回管理委員会と併せて1981年11月3日から13日まで開催され、1982年から1984年までのA P Tの目的を達成するための基本的な政策及びこれに伴う予算の上限等が決定された。

なお、我が国は1981年度にA P Tへ専門家5名を派遣するとともに、研修員1名を受け入れている。

(2) 国際連合アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

ESCAP (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) は、国連経済社会理事会 (ECOSOC) の監督下にある地域経済委員会の一つで、1947年3月に設立された国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) の名称が変更され (1974年9月)、現在に至っているものである。

ESCAPの本部はバンコクにあり、地域内各国の経済・社会開発のための協力をはじめ、これに関する調査・研究・情報収集等を行っている。現在の加盟国は、域内国39、域外国5の計44か国（うち準加盟国9か国）で我が国は1952年第8回総会で準加盟が認められ、次いで1954年に正式加盟が認められた。

ESCAPには、総会の下部機構として、現在、9つの常設委員会があり、その一つである海運・運輸通信委員会の運輸・通信ウイングは隔年ごとに開催されることになっているが、そこでは、域内の電気通信及び郵便の開発に

関する技術及び経済関係の諸問題の討議，勧告を行い，その実施状況の検討がなされている。

また，ESCAP の総会及び諸会合が我が国において開催されてきており，1981年12月には，今後の域内諸国政府の情報システムを強化するために必要な方策及び各国の採るべき措置を検討するため「政府情報システム及びデータ処理に関する政府間会合」が東京で開催された。

(3) 国際海事機関 (IMO)

ア. 概 要

IMO (旧称，政府間海事協議機関(IMCO))は，海運に影響のあるすべての事項について，国際協力を促進することを目的として設立された国際連合の専門機関の一つである。海上交通の増大と高速化に伴い，船舶の航行，人命財産等の安全を確保するための重要な手段である無線通信の役割は，近年飛躍的に高まっており，IMO の通信分野における活動もとみに活発化している。

これまでに，IMO の招集する国際会議において，無線通信に関係する「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」(以下「74 SOLAS条約」という。)，「1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約」，「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」，「国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約」，「1979年の海上における捜索救難に関する国際条約」等の多くの条約が採択されている。

また，海上における遭難・安全通信制度，船舶に備える無線設備の備付要件及びその技術基準等についても多くの決議が，IMO の総会で採択されている。

なお，IMO は，1975年11月に採択された政府間海事協議機関(IMCO)条約の改正が，1982年5月22日に発効したことにより，その名称がIMCOからIMOに変更になった。

イ. 組 織

IMO は，総会，理事会，海上安全委員会及び海洋環境保護委員会等の各

種委員会及び機関が必要と認める補助機関並びに事務局で構成されており、無線通信に関する事項は、主として、海上安全委員会及びその補助機関である無線通信小委員会で審議されている。

ウ. 活 動

(ア) '74 SOLAS 条約改正のための拡大海上安全委員会

'74 SOLAS 条約が採択された後の技術的發展を考慮し、海難事故の防止等安全の確保に万全を期すことを目的として、IMO がこれまでに作成してきた同条約の改正案を審議し採択するために、1981年11月11日、17日、18日、及び20日の4日間、英国のロンドンにおいて、拡大海上安全委員会が開催された。

この会議で採択された無線通信関係の主な改正は次のとおりであり、これらの改正は1984年9月1日に発効する予定である。

- ① 旅客船及び総トン数300トン以上の貨物船に対するVHF無線電話設備の備付強制
- ② 無線電信局に対する2,182 kHz 周波数で送・受信可能な無線電話設備の備付強制
- ③ レーダの備付けを要する船舶の範囲の拡大

(イ) 第23回無線通信小委員会

第23回無線通信小委員会は、1981年5月11日から15日までの5日間、英国のロンドンにおいて開催された。

この会議においては、前会期に引き続き、今世紀末（1990年ころ）の実施を目的として、IMO で精力的に検討している将来の全世界的な海上遭難・安全制度（FGMDSS）に関する問題を重点的に審議したが、特段の進展は見られず、FGMDSS における船舶の無線設備の搭載要件及びFGMDSS との関連で見直しが必要となる無線通信士の職務等について、たたき台を作成するにとどまった。

また、'74 SOLAS 条約第三章（救命設備）の改正により備付けを要求されることとなる衛星用 EPIRB 及び双方向無線電話装置等の技術基

準についても審議を行い、同条約第IV章（無線電信及び無線電話）に含める改正案を作成した。

このほか、無線電話緊急信号の誤使用を防止するための措置についても検討を行い、'74 SOLAS 条約の関連規定の統一解釈案を作成した。

(ウ) 第24回無線通信小委員会

第24回無線通信小委員会は、1982年3月15日から19日までの5日間、英国のロンドンにおいて開催された。

この会議においては、前会期に引き続き FGMDSS に関する残された問題を中心に審議を行い、FGMDSS における船舶の無線設備の搭載要件、FGMDSS への移行計画、FGMDSS の解説書及び FGMDSS に関する通信士の運用上の職務等について仮草案を作成した。

また、従来から検討されてきた衛星用 EPIRB のホーミング周波数についても審議が行われたが、一の周波数に統一することができず、来る9月に開催される海上安全委員会で再度審議を行うことになった。

そのほか、1983年の移動業務のための世界無線通信主管庁会議 (WARC-Mobile) に備え、国際遭難周波数 500 kHz の発射の種類及び遭難通信で使用する周波数の配列について、追加の勧告を作成した。

(4) 国際民間航空機関 (ICAO)

ア. 概 要

ICAO は国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全で経済的な運営を図ることを目的として設立された国際連合の専門機関の一つである。

航空の分野においても、通信あるいは航行援助に多くの電波が使われていることから、ICAO の主要な任務には、航空通信の要件、無線設備の技術基準、航空通信に分配された周波数の使用等について国際的な統一基準を設定することが含まれている。これらの具体的な内容は、ICAO の標準及び勧告方式として国際民間航空条約の付属書に規定されている。また、対外的には、国際民間航空に影響のある問題について、ITU 等、他の国際機関の行

う研究活動に参加することも大きな任務の一つとなっている。

今日、この分野における電気通信の課題としては、電子技術を十分に活用しての通信の自動化の促進、無線航行援助施設の性能の向上及び新技術の研究開発、宇宙通信技術の導入等が挙げられる。

イ. 組 織

ICAO の組織は、総会、理事会、事務局等のほか、それぞれの分野における専門的な活動を行う各種委員会や地域航空会議等の補助機関により構成されており、無線通信に関する事項は、主として、航空委員会及びその下部機関である通信部会等で審議され、その結果を理事会に勧告、助言することになっている。

ウ. 活 動

航空委員会で検討している最近の無線関係の事項は、次のとおりである。

(ア) 空対空通信用VHF周波数を新しく割り当てて、付属書に規定すること

(イ) 現在使用されている計器着陸方式 (ILS) に代わるマイクロ波着陸方式 (MLS) の技術基準を付属書に規定すること

(5) 国際連合宇宙空間平和利用委員会

国際連合宇宙空間平和利用委員会は、国際連合総会の下に宇宙空間の平和利用に関する問題を検討することを目的として設置された機関であり、国際連合総会によって付託された審議事項について、委員会自体が審議を行うほか、問題点を専門的に検討するためにその下部機関として設置した科学技術小委員会及び法律小委員会の作業を基にして審議を行っている。当面付託されている審議事項には、①衛星による地球の遠隔探査 (リモート・センシング)、②衛星直接テレビジョン放送、③宇宙定義及び静止軌道、④宇宙における原子力の使用等がある。

科学技術小委員会は、宇宙空間の平和利用に関する科学技術面の検討を行っており、1981年2月2日から13日まで第18会期会合を開催した。また、法律小委員会は、宇宙空間の平和利用に関する法律面の検討を行っており、

1981年3月16日から4月10日まで第20会期会合を開催した。

宇宙空間平和利用委員会は、1981年6月22日から7月2日まで第24会期会合を開催した。

審議事項の①リモート・センシングについては、科学技術小委員会ではリモート・センシングによって取得したデータの配布を自由にするか規制するかに関してデータの分解能に応じて規制しようとの案が出ている。また、法律小委員会では各国がこの分野の活動に際して遵守すべき原則案を作成しているところである。委員会は、科学技術小委員会のさきの会合で各国代表がデータの配布に関して従来の主張を再確認したこと、また、法律小委員会のさきの会合で案文の審議が行われたが未解決事項が残っていることを了承した。

審議事項の②衛星直接テレビジョン放送については、法律小委員会で、各国がこの分野の活動に際して遵守すべき原則案を作成してきたところである。法律小委員会のさきの会合では、目新しい動きとして、各国の意見は既に出尽くしているので妥協によって原則案作成の作業を早急に完了すべきとの意見が支配的となり、協議が重ねられたが、なお、西側諸国が主張する情報の自由と東側諸国が主張する情報伝播の一部規制とが案文作成上依然として主たる対立点として残り、妥協点を見出だすに至らなかった。会期末に至り、従来審議されてきた案文に協議の成果を踏まえて修正を施したのものとして新しい案文が作成された（同案を12か国案と称している）。委員会は、法律小委員会のこのような動きを反映し、非公式作業部会を設けて原則案作成作業を行った。12か国案に更に4か国が同調し（同案を16か国案と称している）、主としてこの案に基づいて協議が行われたが、最終的に合意は得られなかった。なお、この問題の今後の取扱いについては、同年の第36回国際連合総会の決定により、委員会の翌年の会合において審議を継続することとなった。

審議事項の③宇宙定義及び静止軌道については、科学技術小委員会では静止軌道の物理的性質に関して国際連合事務局に研究文献の作成を求めてお

り、また、法律小委員会では空域と宇宙域とを海拔 100～110 km で別ける境界を設定するとの案が出ているが境界を設定すること自体に賛否両論がある。委員会は、これらの両小委員会のさきの会合で各国代表が従来の主張を繰り返したことを了承した。この事項は、今後も引き続き審議が行われる。

審議事項の④宇宙における原子力の使用については、科学技術小委員会ではその安全性に関して論議を重ねており、また、法律小委員会では既存の国際法を宇宙における原子力の使用のための規定をもって補充することの必要性に関して検討しているが、この事項は、今後も引き続き審議が行われる。

宇宙空間平和利用委員会は、これらの定例的な業務のほか、国連宇宙会議の開催の準備を進めている。この会議については、前年の第35回国際連合決議35/15により、1982年8月9日から22日までオーストリアのウィーンで開催することが正式に決定された。委員会は、宇宙活動に関する国連主催のセミナーを定期的に計画し実施しているが、会議事務局長の意見を容れて、セミナーの一部を会議の準備にあてることを了承した。1981年11月18日から25日までインドネシアのジャカルタでアジア・太平洋地域の発展途上国向けに開催されたセミナーには、我が国からも宇宙通信関係の担当の講師として参加した。

(6) 経済協力開発機構 (OECD)

OECD は、1961年に欧州経済協力機構(OEEC)を発展的に改組して発足した国際機関であり、我が国(1964年加盟)を含む先進24か国が加盟している。OECD は経済成長、開発援助、貿易拡大の三大目的を有しており、これを達成するため加盟国相互の情報及び経験の交換、政策の調整、共同研究等を行っている。

OECD の組織は、上部機構として全加盟国によって構成され OECD の意見の正式決定機関である理事会、理事会の補佐機関である執行委員会等があり、下部機構として経済政策委員会、開発援助委員会及び貿易委員会など約30の各種委員会及び事務局がある。

OECD の活動は、経済、科学、社会、教育等広範な分野に及んでいる。

電気通信政策に関する諸問題は、科学技術政策委員会（CSTP）の下に設置されている情報・電算機・通信政策作業部会（ICCP）を中心に検討されている。

なお、ICCPは、1982年4月1日より情報・電算機・通信政策委員会（CICCP）として昇格した。

1981年度における IC CP 関係会合の主なものは、次のとおりであった。

- ① コンピュータ社会のぜい弱性ワークショップ（1981. 5. 19～5. 21）
- ② 第2回国際データ流通専門家会合（1981. 6. 22～6. 23）
- ③ 第10回 IC CP 会合（1981. 9. 15～9. 17）
- ④ プライバシー保護ガイドライン・フォローアップ会合（1981. 10. 5～10. 6）
- ⑤ 第3回国際データ流通専門家会合（1982. 1. 25～1. 27）
- ⑥ 第11回 IC CP 会合（1982. 3. 30～4. 1）

（7）国際連合教育科学文化機関（UNESCO）

ユネスコは、国際連合の専門機関の一つであり、教育、科学、文化等多様な分野で活動を行っているが、取り分け近年はコミュニケーション分野に関心を深めている。

1980年9月から10月までベオグラードにおいて開催された第21回ユネスコ総会は、主に開発途上国におけるコミュニケーション分野の開催を促進するために国際協力を強化することを目的とした国際コミュニケーション開発計画（IPDC）を設立することを決定した。

1982年1月18日から25日まで、メキシコのアカプルコにおいて、IPDC 第2回政府間理事会が開催され、計画実施に当たっての実務的な諸問題を審議した。主な議題は、次のとおりであった。

- ① IPDC の財政問題
- ② 計画推進に当たっての優先分野及びプロジェクト採択の基準
- ③ IPDC プロジェクトの選定
- ④ ユネスコ事務局の IPDC 事務局長候補者リストの作成

第2節 国際協力

1 通信・放送分野における国際協力

国づくりを進めて行くのに必要な資金や技術の不足に悩まされている開発途上国に対して、経済力、技術力の進んだ国が、資金や技術を提供して国づくりに協力することを国際協力といっている。

国際協力の目的は、開発途上国の自助努力を支援することによってその経済・社会の発展、国民福祉の向上と民生の安定に寄与すると同時に、これによって世界経済の均衡のとれた成長と安定を確保することにある。

今日の世界経済は、先進国と開発途上国との相互関係をますます深めてきており、世界の人口の4分の3以上を占める開発途上国の経済の発展は、世界経済の成長と繁栄に好ましい影響を与えつつある。特に、我が国経済は、極めて対外依存度が高く、世界経済全体の調和的発展が望ましいのは当然であり、南北問題は我が国が解決すべき重要な課題の一つとなっている。このため、我が国は国際協力の推進を国の重要な基本政策の一つに掲げ、厳しい財政再建期間中ではあるが、政府は、「ODA(政府開発援助)を積極的に拡充し、引き続き、そのGNP比率の改善を図り、1980年代前半5か年のODA実績総額を、1970年代後半5か年間の総額(106.8億ドル程度)の倍以上とするよう努める。このため、①1980年代前半5か年間において、1970年代後半5か年間に比し、ODAに関連する国の予算を倍以上とすることを目指す、②政府借款の積極的拡大を図る、③国際開発金融機関の出資等の要請に対し積極的に対応する」という新たな中期目標を設定して、開発途上国に対する援助の拡充に努めている。この新中期目標のもと、ODAの拡充・強化を図ることは、いわば国際公約となっていることからみても、さらにはODAが総合安全保障の重要な一翼を担っていることからみても、我が国にとって、極めて重要なことといえよう。

通信・放送は、経済・社会発展の基盤となる施設として不可欠なものであり、その整備状況がその国の経済、社会、文化の発展に与える影響は計り知れないものがある。

近年開発途上国では、通信・放送の重要性に対する認識が高まり、通信・放送網を整備・拡充するためのプロジェクトが各国で積極的に推進されているが、開発途上国が自力で開発を行うことは難しい状況にあり、先進国からの技術協力あるいは資金協力が強く望まれている。

このような背景の中で、優れた技術力と経済力を有する我が国に対する開発途上国の期待は大きく、郵政省は、通信・放送分野における国際協力を今後更に積極的に推進していくこととしている。

2 国際協力の実績

(1) 概 況

国際協力を大別すると、研修員の受入れ、専門家の派遣等を行う技術協力と開発プロジェクトに対して資金を供与する資金協力との2つに分けられる。また、援助の主体からみると、日本政府と相手国政府との2国間の合意によるもの、すなわち2国間ベースによるものと、国際機関を通じて行うもの、すなわち多国間ベースによるものとに分けられるが、このうち、通信分野における多国間ベースによるものは、ITU、UPU等を通じて行う技術協力が主体となっている。

ア. 技術協力

技術協力の形態としては、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査の実施、海外技術協力センタの設置・運営等があり、これら政府ベースの技術協力は、主に国際協力事業団（JICA）を通じて実施される。

イ) 研修員の受入れ

研修員の受入れは、開発途上国の通信・放送関係技術者を受け入れて、我が国の進んだ技術を習得させるもので、56年度においては400名の研修員を受け入れており、政府全体の受け入れの中でも重要な部分を占め

ている。

(イ) 専門家の派遣

専門家の派遣は、開発途上国へ通信・放送の専門家を派遣して、現地で職員の訓練、通信・放送施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画・助言等を行うもので、56年度においては、193名の専門家を派遣している。

(ウ) 開発調査

開発調査は、開発途上国の通信・放送関係の開発計画について調査団を編成し、現地作業及び国内作業を行って、その計画の実現に協力するもので、マスタープラン調査、より具体的にプロジェクトの経済的・技術的可能性を探るフィージビリティ調査及びこれらの調査に先立って行う事前調査等がある。56年度において実施した開発調査は、14件で143名の専門家がこれに参加している。

(エ) 海外技術協力センター

海外技術協力センターは、開発途上国における通信・放送関係の技術者、人材の養成、技術の研究開発等を行うために現地に設置されるもので、我が国は、専門家の派遣、機材の供与、相手国のカウンターパートの研修実施等を通じて協力を行ってきた。56年度においては、ジョルダン、タイ、パキスタン、ペルー、シンガポール、パナマ及びフィリピンの7か国のセンターに対し63名の専門家を派遣している。

イ. 資金協力

開発途上国に対する資金協力の主要な形態には、円借款等の有償協力と無償協力とがある。56年度においては、フィリピン、インド、パングラデシュ、チュニジア、パキスタン及びインドネシアの通信関係プロジェクトに対して円借款が供与され、パングラデシュ及びネパールの放送関係プロジェクトに対し無償協力が行われた。

(2) 技術協力

ア. 研修員の受入れ

研修員の受入れ方式は、大別して集団研修と個別研修とがある。集団研修は、開発途上国に共通してニーズの高い分野を選定し、あらかじめ研修コースを設定し、集団的に研修を実施するものであり、また個別研修は、開発途上国から個々に要請される専門分野について研修を行うものである。個別研修には、研修分野を限定しない単発要請、特定地域あるいは特定国を対象とする特設コース、プロジェクトの相手国側関係者（カウンタパート）の受入れ、UPU、ITU等の国際機関からの要請による受入れが含まれる。研修対象者は、開発途上国の政府機関、公共機関又は民間の通信・放送関係技術者、行政官、研究者等で、当該国政府から推薦されたものである。

(7) 郵便関係

郵便分野における研修員の受入れは、郵政幹部セミナーの開催と個別研修員の受入れとして、38年度から実施しており、55年度までに208名を受け入れている。56年度は、中近東・アフリカ地域を対象とする郵政幹部セミナーを開催し、郵便業務の管理・運営の一般の問題について討議を行ったが、このセミナーには、13か国から13名が参加した。また、個別研修員としては、アジア・大洋州地域から、郵便業務関係で1か国1名を受け入れた。

APPU 職員交換計画では、55年度までに125名を受け入れており、56年度には11名を受け入れた。

(8) 電気通信関係

電気通信分野における研修員の受入れは、我が国が29年にコロンボプランに加盟するとともに開始され、55年度までに受け入れた研修員の総数は、アジア・大洋州地域で1,209名、中近東・アフリカ地域で720名、中南米地域で750名、ITU等の国連計画で187名、ITU共催セミナーで177名、その他38名、合計3,081名に達している。

電気通信関係の研修は、当初、開発途上国の個々の要請に基づき個別研修として実施されていたが、37年度に集団研修コースを創設して以来、コースの拡大強化を進め、56年度においては、電話交換技術第一及

び第二、国際電信電話業務，衛星通信技術（普通），衛星通信技術（上級），搬送電話技術，電話線路技術，マイクロ波通信技術第一及び第二，国際テレックス通信技術，電話網計画設計，国際電話交換技術，国際データ通信コース，電気通信幹部セミナー並びに電気通信開発セミナーの集団コース15コースを設置して207名の受け入れを実施した。55年度に比べ3名の増加である。

この受け入れを地域別にみるとアジア・大洋州地域で97名，中近東・アフリカ地域で60名，中南米地域で73名，ITU計画等国連計画で20名，計250名（集団207名，個別43名）となっている。

56年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は，次のとおりである。

〔集団研修〕

① 電話交換技術第一コース〔第4回〕(56. 4. 2～56. 7. 12)

電子交換機の基礎知識，システム計画，施設設計及び保守に至る知識を習得させることを目的とするコースで，14か国，18名が参加した。

② 電話交換技術第二コース〔第15回〕(56. 8. 13～56. 11. 22)

電子交換機及びクロスバ交換機の基礎知識，システム計画，施設設計及び保守に至る知識を習得させることを目的とするコースで，18か国，19名が参加した。

③ 国際電信電話業務コース〔第20回〕(56. 4. 30～56. 7. 16)

国際電報，電話，テレックス等国際電気通信業務全般の運用，管理に関する知識を習得させることを目的とするコースで，11か国，12名が参加した。

④ 衛星通信技術（普通）コース〔第14回〕(56. 4. 30～56. 7. 31)

インテルサット衛星通信方式の基礎及び全般について，理論と設備の知識を習得させ，さらに衛星通信地球局設備の運用及び保守の実務を習得させることを目的とするコースで，12か国，12名が参加した。

⑤ 衛星通信技術（上級）コース〔第10回〕(56. 8. 27～56. 11. 8)

インテルサット衛星通信技術の経験者に対し，その技術及び知識を補

足、更新し、更に新技術に関する知識を与えるとともに、衛星通信地球局の管理、運営についての知識を習得させることを目的とするコースで、10か国、10名が参加した。

⑥ 搬送電話技術コース〔第17回〕(56. 4. 30～56. 8. 9)

搬送電話回線網の設計、建設、保守等に関する最新の技術と知識を習得させることを目的とするコースで、16か国、18名が参加した。

⑦ 電話線路技術コース〔第17回〕(56. 6. 4～56. 9. 13)

電話線路施設の計画、設計、建設、保守に関する一連の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、18名が参加した。

⑧ マイクロウェーブ通信技術第一コース〔第18回〕(56. 7. 2～56. 10. 11)

マイクロウェーブ通信に係る一連の技術と知識を習得させることを目的とし、中南米地域以外の開発途上国を対象とするコースで、17か国、19名が参加した。

⑨ マイクロウェーブ通信技術第二コース〔第8回〕(56. 8. 27～56. 12. 13)

マイクロウェーブ通信に係る一連の技術と知識を習得させることを目的とし、中南米地域を対象とするコースで、19か国、20名が参加した。

⑩ 国際テレックス通信技術コース〔第20回〕(56. 8. 27～56. 11. 16)

国際テレックス通信技術における交換方式一般、電子交換システムについての理論と設備の運用及び保守についての知識を習得させることを目的とするコースで、12か国、12名が参加した。

⑪ 電話網計画設計コース〔第9回〕(56. 10. 29～57. 2. 14)

電話網の計画、設計に必要な知識と技術を習得させることを目的とするコースで、16か国、16名が参加した。

⑫ 国際電話交換技術コース〔第5回〕(57. 1. 7～57. 3. 27)

国際電話交換技術における交換方式一般、電子交換システム等の理論と設備の知識を与え、さらに設備の運用、保守についての知識と技術を習得させることを目的とするコースで10か国、10名が参加した。

⑬ 国際データ通信技術コース〔第1回〕(57. 1. 7～57. 3. 22)

国際データ通信に関する基礎及び全般についての理論と設備の知識を与え、さらに設備の運用、保守技術を習得させることを目的とするコースで、6か国、9名が参加した。

⑭ 電気通信幹部セミナー〔第17回〕(56.10.11～56.10.24)

中近東・アフリカ地域の電気通信主管庁又は公衆電気通信企業体の幹部を対象として、電気通信事業運営上の諸問題について討論し、参加国の電気通信事業の発展に寄与することを目的とするコースで、5か国、5名が参加した。

⑮ 電気通信開発セミナー〔第13回〕(57.3.7～57.3.20)

アジア地域の電気通信主管庁又は公衆電気通信企業体の幹部を対象として、電気通信事業運営上の諸問題について討論し、参加国の電気通信事業の発展に寄与することを目的とするコースで、8か国、9名が参加した。

〔個別研修〕

56年度に個別研修員として受け入れたものは43名で、その内訳は、電話交換技術4か国6名、マイクロコンピュータ通信技術1か国1名、顧客管理1か国1名、コンピュータ/データ通信技術2か国7名、信号方式5か国10名、電話網計画1か国2名、電気通信一般7か国14名、職員訓練2か国2名である。

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送分野における研修員の受入れは、36年から、開発途上国の個々の要請に基づき研修可能な分野について個別研修員として受入れていたが、38年度にテレビジョン放送管理、教育テレビジョン放送番組及びテレビジョン放送技術の3集団研修コースを創設して以来、コースの拡大強化を進め、56年度においては、テレビジョン放送管理、ラジオ放送技術、テレビジョン放送技術、教育テレビジョン放送番組、電波監視、中近東テレビジョン放送技術及び放送幹部セミナーの計7コースの集団研修を実施した。

電波・放送分野では、55年度までにアジア・大洋州地域で624名、中

近東・アフリカ地域で308名、中南米地域で169名、ITU等の国連計画で25名、その他25名、計1,151名を受入れている。

56年度においては、アジア・大洋州地域で50名、中近東・アフリカ地域で33名、中南米地域で27名、ITU等国連計画で4名、計114名（集団90名、個別24名）を受け入れた。

56年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は、次のとおりである。

〔集団研修〕

- ① テレビジョン放送管理コース〔第15回〕(56. 5. 7～56. 6. 18)
放送法制、世論調査、放送番組、テレビジョン放送技術の概要等テレビジョン放送の管理、運営に携わる中堅幹部職員として必要な知識を習得させることを目的とするコースで、11か国、12名が参加した。
- ② ラジオ放送技術コース〔第9回〕(56. 7. 2～56. 9. 14)
ラジオ送信システム、FM・中波及び短波放送を含む音声放送技術全般についての最新の技術と知識を習得させることを目的とするコースで、9か国、11名が参加した。
- ③ テレビジョン放送技術コース〔第19回〕(56. 7. 2～56. 10. 5)
カラーテレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用、保守等に関する最新の技術を習得させることを目的とするコースで、18か国、19名が参加した。
- ④ 教育テレビジョン放送番組コース〔第19回〕(56. 7. 16～56. 10. 5)
教育テレビジョン放送番組に関する映像効果、アニメーション技術、番組編成、番組制作の企画、演出等の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、15名が参加した。
- ⑤ 電波監視コース〔第8回〕(56. 8. 6～56. 10. 1)
無線周波数の監視に関する基礎知識を習得させるとともに、我が国の監視機器の運用と保守に関する最新の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、11か国、12名が参加した。
- ⑥ 中近東テレビジョン放送技術コース〔第8回〕(57. 1. 7～57. 3. 29)

中近東地域を対象として、カラーテレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用、保守等に関する最新の技術を習得させることを目的とするコースで、10か国、10名が参加した。

⑦ 放送幹部セミナー〔第11回〕(56. 11. 15～56. 11. 28)

放送行政及び放送事業に携わる幹部職員を対象とし、我が国の放送の現状紹介と併せて放送事業運営上の諸問題について討論し、参加国の放送事業の発展に寄与することを目的とするコースで、11か国、11名が参加した。

〔個別研修〕

56年度において個別研修員として受け入れたものは24名で、その内容は、テレビジョン放送技術2か国3名、放送一般2か国4名、電子工学1か国4名、視聴覚技術2か国3名、教育テレビ番組制作3か国4名、電波監理1か国1名、海上無線1か国3名、テレビジョン照明技術1か国2名である。

(㊦) 第三国研修の実施

第三国研修は、我が国が特定の開発途上国で協力しているプロジェクトや技術訓練センタに、生活環境の類似した近隣諸国から研修員を受け入れて、技術移転を効率的に実施する現地研修方式である。

56年度は、前年度に引き続いてメキシコ、タイ及びケニアにおいて電気通信分野の研修を実施した。

① メキシコにおける第三国研修（伝送無線技術コース）〔第6回〕(56. 10. 7～56. 11. 27)

メキシコ通信運輸省電気通信総局所属の電気通信学園において、伝送無線技術、過疎地電話方式、マイクロ波回線設計、マイクロ波伝搬理論等の知識及び技術を習得させることを目的として実施し、7か国、19名が参加した。

② タイにおける第三国研修（電気通信技術コース）〔第5回〕(57. 2. 16～57. 3. 17)

タイ政府と合同で、モンクット王工科大学において、衛星通信、ディ

2 UNDP/UPU ベース

区 別	人 員	任 務
UPU国際事務局	計1名 1(注)	郵便業務一般

(注) アソシエート・エキスパート

3 APPU 職員交換ベース

区 別	人 員	任 務
	計13名	
インドネシア	1	郵便の輸送配達及び郵便切手並びに郵便サービス
	1	郵便貯金業務
韓 国	1	資材業務
	1	郵便事業における人事管理
フィリピン	1	郵便監察の組織と役割
	1	外国郵便業務
タイ	1	郵便事業における人事管理
	1	外国郵便業務
中 国	5	郵便業務全般

(i) 電気通信関係

電気通信専門家の派遣は、35年度から開始され、56年度末までに JICA ベースによるものとして、アジア・大洋州地域へ331名、中近東・アフリカ地域へ206名、中南米地域へ275名、国際機関等へ22名派遣し、また、UNDP/ITU ベースにより248名、ESCAP ベースにより2名、A P Tベースにより4名派遣しており、計1,088名の専門家を派遣した。

これらの電気通信専門家は主として、電話交換、マイクロウェーブ、通信網計画、電話線路、電話伝送、衛星通信等の分野において開発途上国の技術者の育成及び電気通信開発プロジェクトの円滑な推進のために協力を行っているが、近年の傾向として電気通信網計画の指導助言を行う政策顧問的な業務も増加している。

56年度についてみると、前年度から継続のものも含めて、JICA ベースによるアジア・大洋州地域へ43名、中近東・アフリカ地域へ30名、中

南米地域へ37名、国際機関等へ7名、APT ベースで1名、UNDP/ITU ベースで7名、計125名を派遣した。

以上の内訳は、第2—8—10表のとおりである。

第2—8—10表 56年度の電気通信専門家派遣実績

1 JICA ベース

区 別	人 員	任 務
アジア・大洋州地域	計43名	
シンガポール	1	デジタル交換
	1	データ通信
	1	専門家派遣要請調査
	2	帰国研修員巡回指導
フィリピン	1	電気通信計画
	2	電気通信システムエンジニア
	2	電気通信保守
	1	デジタル無線
	1	デジタル伝送
	2	デジタル交換
	1	専門家派遣要請調査
インドネシア	1	交 換
	1	電話交換
	2	電話線路
	1	電話伝送
フ イ ジ ー	1	マイクロウェーブ通信技術
タ イ	1	電話交換機保守
	1	トラヒック管理
	1	電話伝送
	1	市内中継線設備設計
	1	顧客管理
	1	市内加入者線路設備設計
	1	需要予測
	1	経済・財務分析
	1	経済・社会効果分析
	3	専門家派遣要請背景調査
	1	システム設計
	1	デジタル伝送
	1	デジタル交換

区 別	人 員	任 務
タ イ	1	衛星通信
ネ パ ー ル	2	帰国研修員巡回指導
マ レ イ シ ア	2	専門家派遣要請背景調査
ビ ル マ	2	"
中近東・アフリカ地域	計30名	
ク ウ ェ イ ト	1	トラヒック
	1	電気通信網計画
	1	トラヒック管理
ケ ニ ア	2	保 全
	2	計 画
	1	交 換
	1	電話線路
	1	電話交換
	3	マイクロウェーブ
リ ベ リ ア	1	多重無線中継
	1	電気通信
ス ー ダ ン	1	"
	1	電話交換保守運用
	1	電話交換
ジ ョ ル ダ ン	1	局外施設管理運用
	1	保全管理，施設記録
タ ン ザ ニ ア	2	電話網計画
ザ ン ビ ア	1	マイクロリレー/VHF
	1	無 線
ス ワ ジ ラ ンド	1	電話交換
	1	市内ケーブル接合試験
サウディ・アラビア	1	コンピューター一般
	1	データ通信
	1	国内電気通信
	1	国際電気通信
中 南 米 地 域	計37名	
グ ャ テ マ ラ	1	電話交換
	1	電話伝送
	1	電話線路
	1	機材評価
メ キ シ コ	1	データ通信

区 別	人 員	任 務
メ キ シ コ パ ナ マ ベ ル ー ボ リ ビ ア パ ラ グ ャ イ エ ク ア ド ル ホ ン ジ ュ ラ ス ド ミ ニ カ ブ ラ ジ ル アルゼンティン コ ロ ン ビ ア	2	衛星通信
	1	海上無線
	2	過疎地用電話
	1	機材評価
	1	訓練センタ総合アドバイザー
	1	マイクロ網安全管理
	1	機材評価
	1	電話交換
	1	電話線路
	3	過疎地用通信網計画
	2	マイクロウェーブ
	2	衛星通信
	1	電子交換
	1	電話伝送
1	電話網計画, 交換	
1	電気通信網計画	
1	伝 送	
1	電話伝送	
1	電話交換	
1	経営管理	
1	無線技術アドバイザー	
1	テレックス通信	
3	電話線路	
1	機材評価	
国際機関等	計 7名	
A P T	3	電気通信
	1	地域内電気通信
	1	農村電気通信
I T U	1	無線通信
国連リモートセッション ング及びセミナー	1	衛星通信
2 UNDP/ITU ベース		
区 別	人 員	任 務
ク ウ ェ イ ト	計 7名 1	電気通信計画 (実務援助)

区 別	人 員	任 務
ク ウ ェ イ ト	1	電信・テレックス教官
ビ ル マ	1	無線中継システム
	1	テレプリンター
アラブ首長国連邦	1	電気通信蓄積制御プログラム
サウディ・アラビア	1	電気通信伝送システム
韓 国	1	光ケーブル通信システム基準

3 APTベース

区 別	人 員	任 務
A P T (タイ)	計 1名 1	APT事務局次長

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送関係の専門家派遣は、電気通信関係と同じく35年度から開始され、既に20年余を経ているが、その間、発展途上国の経済、社会、文化の発展に大きく貢献してきた。

56年度末現在における専門家派遣実績は、JICA ベースによりアジア・大洋州地域へ324名、中近東・アフリカ地域へ62名、中南米地域へ71名、国際機関等へ13名派遣し、また UNDP/ITU ベースにより7名、ESCAP ベースにより4名、計481名の専門家を派遣した。

これらの専門家は主として、開発途上国の放送事業者及び放送主管庁においてテレビジョン放送制作技術、テレビジョン放送番組制作及び放送局の建設計画・運用及び保守について指導・助言、技術者の育成等を行うものであるが、最近は、電気通信分野と同様に計画分野における政策顧問の任務も増加しつつある。

56年度については、前年度からの継続分を含めて、JICA ベースによりアジア・大洋州地域へ42名、中近東・アフリカ地域へ4名、中南米地域へ5名、国際機関等へ1名、UNDP/ITU ベースにより1名、計53名の専門家を派遣した。

以上の内訳は、第2-8-11表のとおりである。

第 2—8—11 表 56年度の電波・放送専門家派遣実績

1 JICA ベース

区 別	人 員	任 務
アジア・大洋州地域	計42名	
シンガポール	1	音響放送
	1	有線テレビ放送
	1	フィルム処理
	2	放送オートメ化
	2	テレビ番組制作
フィリピン	2	電波監視巡回指導
インドネシア	2	テレビ技術
	1	放送管理
	1	電波監視
	1	電波監理
	1	周波数監理
	1	テレビスタジオ技術
	1	テレビ送信技術
	1	ラジオ放送巡回指導
フ ィ ジ ー	2	ラジオ放送技術
	1	ラジオ放送巡回指導
スリ・ランカ	1	電波監理
	1	番組編成計画管理
	1	教育テレビ制作
	1	技術管理運用
	2	番組企画制作
	2	スタジオ技術
	1	テレビ美術
	1	送信技術
	1	教育番組制作
タ イ	1	専門家派遣要請背景調査
モ ル デ ィ ヴ	1	テレビ放送機器保守運用
バングラデシュ	1	音 響
	1	空 調
	1	テレビ施設システム
	1	舞台照明
マ レ イ シ ア	1	専門家派遣要請背景調査
	2	電波監視巡回指導
ビ ル マ	1	専門家派遣要請背景調査

区 別	人 員	任 務
中近東・アフリカ地域 アラブ首長国連邦	計 4名	
	1	ビデオ, テレシネ
	2	テレビ技術
	1	番組制作技術
中 南 米 地 域 パ ナ マ ベ ル ー パ ラ グ ャ イ エ タ ア ド ル	計 5名	
	1	教育テレビ番組制作
	1	テレビ放送技術
	1	放送機器供与関係機器調査
	1	カラーテレビ放送技術
	1	電波監理
国 際 機 関 等 A I B D	計 1名 1	スタジオ技術

2 UNDP/ITU ベース

区 別	人 員	任 務
ア フ リ カ 地 域	計 1名	
	1	小型衛星地球局

ウ. 開発調査

(ア) 電気通信関係

この分野の開発調査は、37年度にボリヴィアに対して実施したものが最初であるが、その後漸次増加の傾向にあり、以来56年度8件（第2—8—12表参照）を加え同年度末までに計85件となっている。

第 2—8—12 表 56年度の電気通信関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
インドネシア 東部インドネシア電気 通信網整備計画事前調 査	16日	6名	他の地域に比べて開発が遅れている東部インドネシアの社会的、経済的發展を図るために信頼性が高く通信容量の大きな電気通信網を整備する計画につき本格調査を行うに先立ち、相手方と協議し、本格調査の範囲、内容を定めるとともに関係資料を収集するもの。

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
インドネシア 東部インドネシア電気 通信網整備計画実施調 査	53日	12名	上記事前調査の結果を踏まえて、 本計画の経済的・技術的实施可能性 を確認するためのフィージビリティ 調査
インドネシア 国際通信長期開発計画 事前調査	14日	7名	新たに発足した国营国際通信事業 体の組織・要員・運用面及び国際電 気通信網の整備・拡充から国際通信 政策の策定まで含む総合的・長期的 開発計画につき、本格調査を行うに 先立ち相手方と協議して計画内容を 確認し、協力の範囲・内容を定め るとともに関係資料を収集するもの。
フィリピン 南部ルソン電気通信網 整備計画事前調査	20日	5名	電気通信サービス改善を目的とし た10か年計画（1978年～1987年）の 一環として、南部ルソンの地方町村 の通信網整備計画について本格調 査を行うに先立って相手方と協議を 行い、本格調査の範囲、内容及び実 施方針を確定するとともに、現地通 信事情の調査、関連情報の収集等 を行うもの。
ボリヴィア 電気通信網整備拡充計 画事前調査	18日	4名	電話サービスの改善、無電話地域 の解消、市外電話の自動化、電話 網の整備等を内容とする国内電気 通信網整備拡充計画について本格 調査を行うに先立ち相手方と協 議して計画内容を確認し、協力の 範囲・内容を定めるとともに関係 資料を収集するもの。
ボリヴィア 電気通信網整備拡充計 画実施調査	70日	12名	上記事前調査の結果を踏まえて、 本計画の経済的、技術的实施可能 性を確認するためのフィージビリ ティ調査。
パラグアイ 電気通信・放送拡充基	58日	14名	55年度に実施した事前調査の結果 を踏まえて電気通信・放送全般に わ

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
本計画実施調査（フィジビリティ調査）			たる総合的長期拡充計画のうちパラグアイ側が特に早期の実施を望んでいるデジタル電話交換機のアスンシオン地区への導入、地方電話網の主要5地区における整備及び国際自動電話サービスのアスンシオン地区への導入の三つの計画について、その経済的・技術的实施可能性を調査するもの。
パラグアイ 電気通信・放送拡充基本計画実施調査（マスタープラン調査）	87日	28名	55年度に実施した事前調査の結果を踏まえて相手方と協議しつつ電気通信・放送全般にわたる総合的な長期計画（1983年～1997年）を策定するもので、次の5分野を包含している。 (1)電波監理・監視 (2)国内電気通信 (3)国際電気通信 (4)教育テレビ放送 (5)全分野の人材養成

(注) ボリヴィア・電気通信網整備拡充計画実施調査、パラグアイ・電気通信・放送拡充基本計画実施調査（フィジビリティ調査）及び55年度に実施したアレクサンドリア電話網整備計画実施調査については、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ、15日間6名、24日間3名、12日間4名を現地に派遣した。

これらの調査は、国内電話網整備計画、地域電気通信網開発計画、マイクロウェーブ回線網建設計画、海底同軸ケーブル敷設計画、衛星通信地球局建設計画等その分野は多岐にわたっており、これらの計画に関して、フィジビリティ調査、基本設計等を行ったものである。

(イ) 電波・放送関係

電波・放送分野の開発調査は、41年度に実施したタイのテレビジョン放送網建設計画調査が最初で、その後も多くの調査団を派遣し、56年度に実施した6件（第2—8—13表参照）を加えると、同年度末までに計40件となっている。

第2—8—13表 56年度の電波・放送関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
インドネシア ラジオ・テレビジョン 放送訓練センタ建設計 画基本設計調査	21日	10名	ラジオ・テレビジョン放送に関する専門的知識・経験を持ったスタッフを組織的に養成するための訓練センタの建設計画につき必要な協議を行うとともに、その基本設計に必要な資料を収集するもの。
インドネシア 海上無線通信網整備拡 充計画調査	60日	15名	55年度に実施した事前調査の結果を踏まえて、海上無線通信設備の老朽化と通信需要の増大に対処するため、西暦2000年までの長期的な海岸局の整備拡充計画の策定に関して現地調査、必要資料の収集等を行うもの。
マレーシア 東マレーシアFM放送 網整備拡充計画事前調 査	15日	5名	マレーシア国は、国家開発、社会開発の根幹を成すものとしてFMによる全国放送網及び地域放送網の整備計画を推進しており、既にマレー半島の部分については昨年度に我が国の技術協力により同計画の経済的、技術的实施可能性についての調査が完了している。そのため、残る東マレーシア地域(サバ、サラワク両州)において同様の計画を策定することとなった。 本件調査はこの計画について本格調査を行うに先立って相手方とその範囲、内容及び実施方針について協議するとともに、関連情報を収集するもの。
ビ ル マ テレビジョン放送施設 拡充計画事前調査	13日	4名	ビルマ国は、国民統合の推進、経済成長、国民の教育・文化水準の向上等に果たすテレビジョン放送の役割を重視し全国放送網建設長期計画を策定し、その一部の施設建設につき我が国の協力を要請してきた。本

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
			調査は、この計画につき本格調査を行うに先立ち、その基本構想、範囲、内容等につき相手方と協議するとともに必要な資料を収集するもの。
ビ ル マ テレビジョン放送施設 拡充計画基本設計調査	14日	6名	事前調査の成果を受けて基本設計に必要な協議と資料収集を行うもの。
タ イ スコタイ・タマチラッ ト放送大学教育放送番 組制作センタ建設計画 基本設計調査	21日	7名	タイ国は、国民に広く高等教育の機会を与えるため1978年にスコタイ・タマチラット放送大学を開設し、通信教育、ラジオ・テレビジョンを通じての教育放送、スクリングにより教育を行い成果を上げてきているが、このほどこれを拡充することとし教育放送番組制作センタの建設につき我が国の協力を要請してきた。 本調査は、本計画について相手方と協議するとともに、番組制作設備、建物等について基本設計を行うため必要な資料の収集を行うもの。

(注) インドネシア・ラジオ・テレビジョン放送訓練センタ建設計画基本設計調査、インドネシア・海上無線通信網整備拡充計画調査については、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ、7日間5名、9日間6名を派遣した。

なお、インドネシア・海上無線通信網整備拡充計画調査については報告書案説明に先立って中間報告のため、11日間6名を派遣した。

これらの調査は、ラジオ放送網整備計画、テレビジョン放送局建設計画、沿岸無線網拡充計画等について、事前調査、フィージビリティ調査、基本設計、実施設計等を行ったものである。

エ. 海外技術協力センタ

電気通信・放送分野における海外技術協力センタとして最初に開設されたのは、タイ電気通信訓練センタ（35年開設）であるが、以降、パキスタン電気通信研究センタ、メキシコ電気通信訓練センタ、イラン電気通信研究セン

タが漸次設立され、後にタイ・モンクット王工科大学に昇格したタイ電気通信訓練センタを除いては、いずれも協力期間経過後は、相手国の自主運営に引き継がれている。

56年度においては、前年度から継続して協力を行っているジョルダン王立科学院電子工学サービス訓練センタ、タイ・モンクット王工科大学、パキスタン中央電気通信研究所、ペルー電気通信訓練センタ、日本・シンガポールソフトウェア技術研修センタ及びパナマ国営教育テレビ放送計画の6プロジェクトのうち、ジョルダン王立科学院電子工学サービス訓練センタへの協力が終了し、ジョルダン国の自主運営に引き継がれたほかは引き続いて協力をを行い、また、フィリピン電気通信訓練センタに対する協力が新たに開始された。56年度において、これら七つのプロジェクトに対し派遣された調査団は、6件28名、専門家は35名、我が国に受け入れたカウンターパートは25名、また、我が国が供与した機材総額は、9億5,800万円であった。

ジョルダン王立科学院電子工学サービス訓練センタ及び現在協力中の各センタの概況は第2—8—14表のとおりである。

第2—8—14表 海外技術協力センタの概況

センタ名及び協力期間	概 況
ジョルダン王立科学院 電子工学サービス訓練 センタ 52.12.17～ 56.12.16(4年)	同センタに対しては、電子機器に係る保守、試験及び標準校正のサービス業務を一元的に行うとともに、関連機関においてこれらの業務に従事する技術者の訓練を併せて行うことを目的として協力を続けてきたが、協力期間終了を控え、56年11月にエバリエーションチーム(4名)を派遣して調査した結果、十分に技術移転が達成されたとの結論に達し、協力期間終了後はジョルダン国の自主運営に引き継がれることになった。 ・協力実績(56年度分再掲) 調査団、専門家の派遣 36名(7名) カウンターパートの受入れ 11名(4名) 機材の供与 3億8,700万円(9,100万円) (注) 上記センタ協力ベースによる協力のほか、無償資金協力ベースで建物建設のため10億円の贈与を行っている。

センタ名及び協力期間	概 況
<p>タイ・モンクット王工科大学 53. 12. 12～ 57. 12. 11(4年)</p>	<p>本大学は、我が国の協力により35年に電気通信訓練センタとして設立されて以来、継続発展し45年に5年制の国立大学に昇格したものであり、我が国は現在、同大学に対し、データ処理工学、半導体工学及び電力工学の3分野でセンタ方式による技術協力を行っている。</p> <p>56年8月には計画打合せチーム(4名)を派遣し、協力開始から現在に至るまでの協力実施状況の調査及び協力期間内における協力を一層効率的なものとするための方策の検討を行った。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 27名(8名) カウンターパートの受入れ 11名(0名) 機材の供与 4億100万円(1億2,200万円)</p> <p>(注) 上記センタ協力ベースによる協力のほか、無償資金協力ベースで建物建設及び研究機材のため約10億円を贈与している。</p>
<p>パキスタン中央電気通信研究所 54. 3. 22～ 59. 3. 21(5年)</p>	<p>本研究所は、我が国の協力により設立されたハリプールの電気通信研究センタを発展、拡充したものととしてイスラマバードに設立され、現在は電話、電信、無線、伝送及び製造の各分野の電気通信機器の研究及び開発に対する協力を行っている。</p> <p>57年2月末から計画打合せチーム(5名)を派遣し、残る協力期間の協力をより有効にするために、具体的な方策、目的について、パキスタン側との協議を行った。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 44名(18名) カウンターパートの受入れ 8名(4名) 機材の供与 2億400万円(3,900万円)</p> <p>(注) 上記センタ協力ベースによる協力のほか、無償資金協力ベースで、建物建設及び研究機材のために22億円の贈与を行っている。</p>
<p>ペルー電気通信訓練センタ 54. 11. 2～</p>	<p>本センタは、ペルー国における電気通信・放送分野の技術者の養成を目的として48年に設立され、我が国は、現在、電話交換、電話線路、伝送及び放送の4分</p>

センタ名及び協力期間	概 況
57. 11. 1(3年)	<p>野における訓練について、センタ方式による技術協力をを行っている。</p> <p>56年11月末からは巡回指導チーム(5名)を派遣し、センタの運営状況の把握及び問題点についての調査・検討を行い、その結果をふまえて、ペルー側関係者及び日本人専門家に対し指導・助言を行った。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 26名(10名)</p> <p>カウンターパートの受入れ 8名(6名)</p> <p>機材の供与 3億500万円(1億3,000万円)</p>
日本・シンガポールソフトウェア研修センタ 55. 12. 18～ 60. 12. 17(5年)	<p>本研修センタは、シンガポールにおける将来のソフトウェア産業を担う人材を養成することを目的として設立され、我が国は、コンピュータ・ソフトウェア分野において、センタ方式による技術協力をを行っている。</p> <p>57年3月には、センタの円滑な運営を図るために、57年度における研修コース、カウンターパートの研修等についてシンガポール側及び日本人専門家と意見交換を行うことを目的に、計画打合せチームを派遣した。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 24名(7名)</p> <p>カウンターパートの受入れ 6名(6名)</p> <p>機材の供与 2億8,700万円(2億8,700万円)</p>
パナマ国営教育テレビ放送計画 56. 2. 11～ 61. 2. 10(5年)	<p>パナマ政府は同国における教育の普及と人材の育成を図るため、国営教育テレビ放送体制を整備、拡充する計画を策定しており、この計画に関連して、我が国は番組制作、スタジオ技術及び送信技術の分野において、センタ方式による技術協力をを行っている。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 16名(6名)</p> <p>カウンターパートの受入れ 4名(4名)</p> <p>機材の供与 2億3,300万円(2億3,300万円)</p>
フィリピン電気通信訓練センタ 56. 4. 2～ 61. 4. 1(5年)	<p>フィリピン政府は、電気通信網建設計画の一環として、ルソン島北部の電気通信網建設計画を遂行しており、これが完成した際は、良質でかつ大量の保守、運用要員が必要となる。しかし、現在の電気通信訓練所では、それに十分対応することができないことから、</p>

センタ名及び協力期間	概況
	<p>これを整備拡充するために我が国に対しセンタ協力方式による技術協力を要請してきた。</p> <p>我が国は、56年3月末から4月にかけて実施協議チーム(5名)を派遣し、4月2日に Record of Discussions を締結し、5年間の協力を開始した。</p> <p>◦協力実績(56年度分再掲)</p> <p>調査団、専門家の派遣 14名(7名)</p> <p>カウンターパートの受け入れ 1名(1名)</p> <p>機材の供与 5,600万円(5,600万円)</p>

(3) 資金協力

通信・放送分野における資金協力は、36年度にパキスタンの電信電話施設拡張計画に対して供与された円借款に始まるが、その後次第に対象プロジェクトも増え、その分野もマイクロウェーブ網建設、電気通信網建設、衛星地球局建設、海底同軸ケーブル建設、電気通信・放送網拡充、ラジオ・テレビジョン放送訓練センタ建設、海上無線通信網整備、電波監視網整備等多岐にわたり、供与対象国もアジア地域はもとより、中近東・アフリカ地域、中南米地域に拡大している。

56年度における円借款供与プロジェクト件数は7件(いずれも電気通信関係、第2-8-15表参照)であり、計約367億円が供与された。56年度末までの円借款供与プロジェクトは、同年度の7件を加え計95件に達している。

また、無償資金協力として、56年度は、バングラデシュのラジオ放送会館設立計画及びネパールの中波ラジオ放送網整備拡充計画に対し、計約24億円が供与された(第2-8-16表参照)。

第 2—8—15 表 56年度通信放送分野における円借款一覧表

交換公文 署名年月日	供与先	金額 (百万円)	実施機関	年利 (%)	据置 期間 (年)	返済 期間 (年)	対象プロジェクト名	貸付契約 締結日	備 考
56. 6. 9	フィリピン	7,600	海外経済 協力基金	3.0	10	30	地方通信計画	57. 6. 16	北部ルソン地域の電気通 信網整備
56. 7. 17	インド	9,400	〃	2.75	10	30	電気通信施設拡充 計画	56.10.15	クロスバ交換機電子交換 機及びマイクロウェーブ 電話回線網設置
56.11.23	バングラデ シュ	1,792.5	〃	1.875	10	30	ダッカ・チャッタ ゴン間マイクロウェ ーブ及びタリババ ド・ダッカ間同軸 ケーブル計画	—	51.5 E/Nの「ダッカ・ チャッタゴン間同軸ケー ブル計画」の変更と、支出 期間の延長
56.11.30	チュニジア	4,100	〃	4.25	7	25	通信施設拡充計画	—	衛星通信地上局の建設, 可搬型交換機の調達,ト ランスミッション網の建 設
57. 1. 13	インド	6,000	〃	2.75	10	30	電気通信施設拡充 計画	—	56.7 E/Nの「同名のプロ ジェクト」への第2次分
57. 1. 14	パキスタン	1,900	〃	2.75	10	30	沿岸部マイクロウ ェーブ計画	—	臨海都市間のマイクロウ ェーブ通信回線の開設
57. 1. 23	インドネシア	5,908	〃	3.0	10	30	遠隔地通信網整備 計画	—	ジャワ島以外の地方都市 間マイクロウェーブ通信 網の建設

(注) 「返済期間」は、据置期間を含んだ期間である。

第2-8-16表 56年度通信放送分野における無償資金協力一覧表

交換公文 署名年月日	供 与 先	金 額 (百万円)	対象プロジェクト名	備 考
56. 6. 22	バングラデシュ	1,440	ラジオ放送会館 設立計画	ダッカ市内に ラジオ放送局 を建設
56. 7. 5	ネパール	1,950	中波ラジオ放送 網整備拡充計画	全国ラジオ放 送網開設のた め、カトマン ドゥに送信所 及び演奏所、 ポカラに送信 所を建設